



長野県告示第304号

次に掲げる土地の区域は土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合しないため、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない土地の区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として次のとおり指定します。

令和8年7月23日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土地の区域（形質変更時要届出区域）
東御市田中宇六反田87番1の一部
- 2 土壌汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
六価クロム化合物
シアン化合物

水大気環境課

長野県告示第305号

群馬県環境森林部森林局林政課長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和8年7月23日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量 数値撮影（デジタル）
- 2 作業期間
令和8年7月9日から令和8年11月27日まで
- 3 作業地域
上田市、小諸市、東御市、北佐久郡軽井沢町、北佐久郡御代田町、上高井郡高山村

建設政策課

長野県告示第306号

長野県佐久地域振興局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和8年7月23日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量 基準点測量
- 2 作業期間
令和7年8月13日から令和8年5月20日まで
- 3 作業地域
南佐久郡南相木村

建設政策課

長野県告示第307号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定しました。

令和8年7月23日

長野県知事 阿部 守一

長野県高等学校授業料等徴収条例（昭和52年長野県条例第20号）に規定する入学審査料に係る納付事務

名 称	事務所の所在地	指定年月日
S P . L I N K S株式会社	東京都港区芝浦3－1－1 田町ステーションタワーN19階	令和8年6月25日

高校教育課

長野県長野建設事務所告示第14号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和8年8月12日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和8年7月23日

長野県長野建設事務所長 江 守 護

- 1 路 線 名 三才大豆島中御所線
- 2 供用を開始する区間
長野市大字北長池字丸島232番の3地先から
長野市大字大豆島字樋掛3990番の2地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和8年7月24日

道路管理課

選告示第38号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条第1項の規定により、令和8年8月9日長野県知事選挙を執行します。

令和8年7月23日

長野県選挙管理委員会委員長 丸 山 昇 一

選挙管理委員会

選告示第39号

令和8年8月9日執行の長野県知事選挙に用いる投票用紙の様式を次のように定めました。

令和8年7月23日

長野県選挙管理委員会委員長 丸 山 昇 一

8.0cm

候補者氏名

（注意）

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。

二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

令和八年八月九日執行
長野県知事選挙投票



12.8cm

（備考） 1 用紙は、白色に赤刷りとする。
2 印は刷り込みによるものとする。
3 点字投票用紙には、点字表記を行う。

選挙管理委員会

選告示第40号

令和8年8月9日執行の長野県知事選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任しました。
令和8年7月23日

長野県選挙管理委員会委員長 丸 山 昇 一

職 名	住 所	氏 名
選 挙 長	小県郡長和町古町114番地4	丸 山 昇 一
選挙長の職務を代理すべき者	長野市川中島町四ツ屋1040番地12	石 澤 彰 郎

選挙管理委員会

選告示第41号

令和8年8月9日執行の長野県知事選挙における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりです。
令和8年7月23日

長野県選挙管理委員会委員長 丸 山 昇 一

選挙長の氏名 丸 山 昇 一
事務を行う場所 長野市大字南長野字幅下692 の 2
長野県選挙管理委員会室。ただし、7 月 23 日の立候補受付事務は、長野市大字南長野字幅下692 の 2 長野県庁
西庁舎301号会議室

選挙管理委員会

選告示第42号

令和 8 年 8 月 9 日執行の長野県知事選挙における候補者がポスター掲示場にポスターを掲示することのできる期日は、次のとおりです。

令和 8 年 7 月 23 日

長野県選挙管理委員会委員長 丸 山 昇 一

令和 8 年 7 月 23 日

選挙管理委員会

選告示第43号

令和 8 年 8 月 9 日執行の長野県知事選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりです。

令和 8 年 7 月 23 日

長野県選挙管理委員会委員長 丸 山 昇 一

- 1 場 所 長野市大字南長野字幅下692 の 2
長野県選挙管理委員会室
- 2 日 時 令和 8 年 7 月 24 日 午後 5 時 30 分

選挙管理委員会

選告示第44号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成 6 年自治省告示第165号）第14条第 1 項の規定により、令和 8 年 8 月 9 日執行の長野県知事選挙における各候補者の政見放送の順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりです。

令和 8 年 7 月 23 日

長野県選挙管理委員会委員長 丸 山 昇 一

- 1 場 所 長野市大字南長野字幅下692 の 2
長野県選挙管理委員会室
- 2 日 時 令和 8 年 7 月 23 日 午後 5 時 30 分

選挙管理委員会

選告示第45号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成 6 年自治省告示第165号）第 4 条第 1 項の規定により、令和 8 年 8 月 9 日執行の長野県知事選挙において、経歴放送のみを行う候補者の放送は、政見放送の申込みをした候補者の放送終了後に行います。この場合において、経歴放送のみを行う候補者が 2 人以上のときは、その放送の順序は、くじにより定めるものとします。

令和 8 年 7 月 23 日

長野県選挙管理委員会委員長 丸 山 昇 一

選挙管理委員会

選告示第46号

令和 8 年 8 月 9 日執行の長野県知事選挙の選挙会の場所及び日時は、次のとおりです。
令和 8 年 7 月 23 日

長野県選挙管理委員会委員長 丸 山 昇 一

1 場 所 長野市大字南長野字幅下692 の 2
長野県議会棟第 1 特別会議室

2 日 時 令和 8 年 8 月 12 日 午前11時

選挙管理委員会

選告示第47号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第 3 項の規定により、長野県議会議員補欠選挙（上田市小県郡選挙区）を行う事由が生じたため、令和 8 年 7 月 24 日から当該選挙の期日までの間、同法第143条第16項の規定により、同項第 2 号に規定するポスターを掲示することができません。
令和 8 年 7 月 23 日

長野県選挙管理委員会委員長 丸 山 昇 一

選挙管理委員会

選告示第48号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第 3 項の規定により、長野県議会議員補欠選挙（上田市小県郡選挙区）を行う事由が生じたため、令和 8 年 7 月 24 日から当該選挙の期日までの間、同法第199条の 5 の規定により、寄附をすることができません。
令和 8 年 7 月 23 日

長野県選挙管理委員会委員長 丸 山 昇 一

選挙管理委員会

選告示第49号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第 3 項の規定により、長野県議会議員補欠選挙（上田市小県郡選挙区）を行う事由が生じたため、令和 8 年 7 月 24 日から当該選挙の期日までの間、上田市小県郡選挙区の区域内においては地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）及び市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定に基づくすべての直接請求のための署名を求めることができません。
令和 8 年 7 月 23 日

長野県選挙管理委員会委員長 丸 山 昇 一

選挙管理委員会

長野県知事選挙選挙長告示第 1 号

令和 8 年 8 月 9 日執行の長野県知事選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時は、次のとおりです。
令和 8 年 7 月 23 日

長野県知事選挙選挙長 丸 山 昇 一

1 場 所 長野市大字南長野字幅下692 の 2
長野県選挙管理委員会室

2 日 時 令和 8 年 8 月 6 日 午後 5 時30分

選挙管理委員会